

特集

# 2006年度 税制改正

## 法人・個人への影響と保険提案

昨年末に発表された税制改正大綱によれば、税負担の増加は避けられない見通しである。大切な顧客を守るために、今どのような提案が必要なのだろうか。税制改正の概要や生保提案に関係するポイントを解説し、法人および個人の顧客に対する話法と提案事例を紹介する。

本稿の内容は2005年末に発表された「平成18年度税制改正大綱」および2006年1月時点の情報に基づくものです。今後の変動にご注意ください。

Part 1

## 改正の概要

税理士・CFP®●小林良治

今年の改正内容のあらましについて、個人（家計）と中小企業への影響を分析し、来年度以降の見通しを展望する。

### 全体的な傾向

#### 引き続き増税。中小企業活性化目指す項目も

今回の改正は昨年度の方向性を大筋受けるかたちで、引き続き定率減税の廃止をはじめとした増税項目をいくつか挙げたものとなっている。

また新たな動きとして、生活における安心・安全の確保や中小企業の経営の活性化・地方分権の推進などを目指した改正項目も見受けられる。例として地震災害に備えた耐震改修税額控除制度・地震保険料控除の創設、留保金課税制度の見直し、中小企業投資促進税制の拡充などが挙げられる。ただ一方では法人の役員給与（報酬）の一部損金不算入制度の創設もあり、企業の税負担軽減対策への措置も盛り込まれている。

なお、ここで述べる改正項目の内容については、主とし

こばやし・りょうじ◎

同志社大学卒業。アーサーアンダーセン税務事務所、(株) エスアルエル（医療サービス事業）を経て2004年タクトコンサルティング入社。個人・法人の資産税全般から医療分野の相続、事業承継、M&Aなどに携わる。「月刊税理」（ぎょうせい）「企業目利き力養成講座」（きんざい）などに執筆。セミナーも担当。



て、個人（家計）および中小企業に影響を及ぼすことが予想されるものを中心に、改正内容の概要をつかむにとどめている。本特集のPart3～5も併せて参照してほしい。

### 個人および中小企業への影響

#### 《個人（家計）への影響》

##### ●税率変更（所得税から住民税への税源移譲）

所得税については、従来の所得に応じた4段階ごとの税

率から、2007年分より新たに6段階ごとの税率が定められた。また住民税の税率は一律10%とされた。所得税を引き下げた分、住民税に上乘せすることで、納税者個々の負担は変わらないようにしている。これらはいわゆる「三位一体改革」の一環で、国から地方へ税源を移譲したものの。住民税の税率については2007年度以降の改正となる。

また、税源移譲により住宅ローン減税による控除額が減少するケースも生じるが、これについては移譲の前後で税負担に変更が生じないように住民税の方で所定の措置が設けられる予定だ。

### ●定率減税の廃止

1999年に導入された定率減税について、所得税は2006年分、住民税は2006年度分をもって廃止となり、税負担が増えることになる。

### ●不動産税制の変更点など

#### (不動産取得税・登録免許税・贈与税の関連箇所)

不動産取得税については本年4月より、従来の3%から4%に引き上げることが予定されていたが、一部を除いては従来の税率3%が継続される。

登録免許税(売買・贈与・遺贈があった場合など)についても本年4月より引き上げが予定されていたが、一部においては従来の税率のままで据え置くという経過措置が設けられた。

贈与税については、相続時精算課税制度について、「住宅取得等資金に係る特例」の適用時期を2年延長することとされたが、一方で5分5乗方式による「贈与税の住宅取得資金贈与の特例」<sup>\*1</sup>は適用期限満了となり、昨年末をもって廃止された。

### ●耐震税制の創設

耐震改修税額控除(所得税)・地震保険料控除(所得税・住民税)が創設された。また固定資産税も、住宅耐震改修に伴って軽減される。個人資産の保全を促進させ、災害時の国民負担軽減が図られている。

### ●相続税の物納制度の改正

これまで不明確だった物納不適格財産について、法令で限定・明確化される。物納財産のうち、市街化調整区域内の土地・無道路地など従来物納が難しかった部分も物納対象とされる(ほかに物納財産がない場合)。反面、物納申請時の手続きなど従来より厳格となった部分も多い。

また取引所相場のない株式については、譲渡制限株式のみ物納不適格とされ、物納可能な株式の種類範囲が広げら

れた(P.7にも関連記事あり)。

## 《中小企業への影響》

### ●役員給与(報酬)・賞与に関する改正

同族会社の役員給与に関する改正点は「企業主宰者およびその同族関係者などで90%以上の株式を所有し、常勤役員の半数以上が同族である場合、役員給与の給与所得控除相当分が損金ととならなくなる」というものである。国内の同族会社のほとんどはこの規定の適用対象となるため、大半の中小企業にとって大幅な増税となる見込みである。なお、法人所得と役員給与との合計額が一定額以下のものに関しては給与額が損金とされる。この改正は会社を作って税負担を軽減させることへの対抗策と考えられる(P.5、11にも関連記事あり)。

役員賞与に関しては、一定の要件のもとに確定時期に確定額を支給する旨の定めがあるものについて、新たに損金算入を認めるものとなっている。

### ●留保金課税の改正

次の見直しが行われている(P.6にも関連記事あり)。

- 留保金課税の対象となる同族会社の判定は、同族関係者(株主)3グループによる判定から同族関係者(株主)1グループによる判定とする。
- 留保控除額の計算における基準額の変更
- 留保金課税の不適用法人を、中小企業新事業活動促進法における「承認中小企業者」に限定

### ●欠損金繰越

欠損法人を利用した税負担軽減を防止する目的から、一定の要件に該当する場合には繰越控除制度が適用されないこととなった。

従来は多額の利益が出ている会社が欠損会社(休眠状態にあるもの)を買収し、買収した会社に所得を発生させ欠損金と相殺させるといった方法もとられていたが、今回の改正により、このような税負担軽減策は使えなくなった。

### ●会社法制定に伴う整備

資本・株主に係る課税は、原則として現行と同様の取り扱いとなるが、新たに次の項目が設けられた。

- 会社更生などがあった場合の欠損金の損金算入について、更生手続きなどの開始があった場合に対象となる事由の追加
- 同族会社の判定基準に議決権などを追加
- 会社法制定に伴う所定の規定整備

<sup>\*1</sup> 子どもが両親や祖父母から住宅取得資金の贈与を受ける際の特例。贈与金額を5分の1にして税額を計算し、その税額を5倍して納税額を算出する方式。贈与金額が550万円以下だと原則非課税になる。